

委託業務仕様書

1. 業務の名称

山城に行こう！2026 企画運営等業務

2. 委託業務期間

契約締結日から令和9年2月24日（水）まで

3. 委託業務の目的

本業務は、美濃金山城跡をはじめとした本市が有する多くの城跡の魅力を広く市内外に発信し、市内の山城へ誘客を図るための城跡紹介イベント「山城に行こう！2026」及び併せて実施する「山城に行こう！2026」関連企画の企画運営業務を委託するものである。

4. 「山城に行こう！2026」の概要

- (1) 開催期間：令和9年1月31日（日）10：00～16：00（予定）
- (2) 開催場所：メイン会場：広見地区センター（可児市広見7丁目77）
現地会場：美濃金山城跡（可児市兼山）
久々利城跡（可児市久々利）
今城跡（可児市今）
- (3) 入 場 料：無料
- (4) 主 催 者：可児市、可児市山城連絡協議会
- (5) 連携団体：岐阜戦国・武将観光推進連絡会
東美濃歴史街道協議会
小牧・長久手の戦い同盟
- (6) 開催内容：①可児の山城巡り（独自提案企画含む）
②城跡紹介・物販によるPRブース展開（独自提案企画含む）
③飲食マルシェの展開
④チャンバラ合戦
⑤広見地区センター駐車場でのブース出展
⑥人間無骨の展示
⑦独自提案企画

5. 「山城に行こう！2026」関連企画の概要

「山城に行こう！2026」関連企画については主に3つの企画で構成する。

ア.関ヶ原古戦場記念館でのトークショー

- (1) 開催期間：令和8年8月30日(日)
- (2) 開催場所：関ヶ原古戦場記念館
- (3) 参加費：無料
- (4) 主催者：可児市
- (5) 開催内容：久保井朝美氏による「山城に行こう！」に関連したトークショーを実施。併せてイ.講演会への誘客を主とした「山城に行こう！2026」関連企画のPRを行う。

イ.可児市特別顧問による講演会

- (1) 開催期間：令和8年10月18日(日) 13:00~16:00(予定)
- (2) 開催場所：可児市文化創造センターala 主劇場
- (3) 参加費：無料
- (4) 主催者：可児市
- (5) 開催内容：過去「山城に行こう！」に出演している可児市特別顧問の春風亭昇太氏などによる講演会を実施。

ウ.「山城に行こう！2026」×市内周遊促進企画

- (1) 開催期間：令和8年10月16日(金)から令和9年2月8日(日)まで(予定)
- (2) 実施場所：可児市内事業所(観光施設、飲食店等)、可児市観光交流館
- (3) 参加費：無料
- (4) 主催者：可児市
- (5) 開催内容：「山城に行こう！2026」が実施される可児市で山城、歴史を契機として訪れた観光客に対し、市内観光消費促進を図るため、イ.講演会から4.「山城に行こう！2026」を期間に含めた、観光資源(グルメ、文化、施設等)を活用する市内周遊企画を実施。本企画をきっかけとし、普段より周遊企画への参加意欲が高い近隣市町在住者に対しては「山城に行こう！2026」への参加を促し、山城好きな観光客には、「山城に行こう！2026」に留まらず、市内での観光消費を促すことを目的とする。
- (6) 想定人数：2,500人

6. 業務委託の内容

本業務は、前述の4.「山城に行こう！2026」、5.ウ.「山城に行こう！2026」×市内周遊促進企画の2つについて委託するものとする。5.ア.関ヶ原古戦場記念館でのトークショー、5.イ.可児市特別顧問による講演会については、市で運営・実施するものとする。

ただし、「山城に行こう！2026」関連企画として広報・PR等に取り入れること。

ア. 山城に行こう！2026の実施（現地城跡・メイン会場イベント）

（1）山城に行こう！2026業務内容

①可児の山城巡り

実施日時：令和9年1月31日（日）10：00～16：00

※実施時間は変更となる場合がある。

実施場所：広見地区センター、美濃金山城跡、久々利城跡、今城跡

実施内容：メイン会場をハブ施設として各市内城跡へシャトルバスを運行させ、メイン会場から各現地会場への交通手段とするとともに来場者に城跡のPRを実施すること。

必須事項(a)シャトルバスの契約等は受託者が行い、運営に係る調整、支払い等は受託者が行うこと。なお、可児市近辺の事業所を選定すること。

（行程）・広見地区センター→美濃金山城跡バス停留所（兼山小学校）

→久々利城跡バス停留所（久々利地区センター）

→今城跡バス停留所（今地区内）→広見地区センター ※周遊バス

・美濃金山城跡バス停留所（兼山小学校）⇔美濃金山城跡出丸駐車場

（仕様）・周遊バス：乗車定員20人以上、台数4台以上、各3回以上往復

・美濃金山城跡バス停留所⇔美濃金山城跡出丸駐車場：乗車定員10人以上、台数2台以上、各8回以上往復

(b)発注者が指定するバスの各停車場にバスの停車位置、発着時刻がわかるサインを1月31日（日）8：00までに設置すること。

(c)小雨時は原則決行とするが、荒天時は中止とする。なお、中止の判断は市が決定する。

(d)企画規模に応じて運営や安全管理に必要なスタッフ（バスの停留所にそれぞれ1人以上等）を適切に配置するとともに、不測の事態が発生した場合に対応可能な体制を整えること。

(e)本会場からバスの停車位置までの案内看板及び誘導看板を設置すること。（看板に関して、レイアウト・デザイン・素材・設置位置などの校正を1回以上行うこと。）

(f)本会場にてバスの運行表を掲示すること。

(g)バスの装飾について、行先・イベント名などを掲示し、来場者に対し目的地やイベントの関連バスであることなどが明確にわかる仕様とすること。

(h)広見地区センターを起点とした現地3会場を巡る周遊企画を1案以上提案すること。

- (i)各現地会場にて地域団体等と連携したおもてなし企画を実施する。おもてなし企画の費用については100千円(税込)を上限として受託者が支払うこと。
ただし、その内訳については市と地域団体等と協議の上、決定すること。

②城跡紹介・物販による PR ブース展開

実施日時：令和9年1月31日（日）10：00～16：00（予定）

※開催時間は変更となる場合がある。

実施場所：広見地区センターエントランスホール及び広見地区センター2階ブラウジング談話コーナー

実施内容：「小牧・長久手の戦い同盟」加盟市や東美濃地域の城跡など連携市町村の城跡紹介及び物販ブースを20程度出展すること。

必須事項(a)ブースを出展する城跡関係団体等については、発注者がリストを作成し提供する。また、出展に係る調整等については受託者にて行うこと。

(b)各ブースの参加団体名のサインパネルを作成し、各ブースに固定すること。

(c)ブースの配置やレイアウトは来場者が周遊しやすい空間設計をし、受注者により提案すること。また、1月30日（土）までに市の備品である机、いす、パネルを使用し設営すること。

(d)ブースの装飾については、戦国時代を強く訴求するデザインとすること。

(e)ブースに待機列が発生した際の想定を行い、混乱することのない導線を確認すること。また、待機列の整理等運営や安全管理に必要なスタッフを適切に配置するとともに、不測の事態が発生した場合に対応可能な体制を整えること。

(f)会場内の装飾について、市が提供する備品（大伴幕など）も含め、戦国時代を強く訴求するデザインとし1月30日（土）までに設営すること。

(g)イベント会場滞在時間の延伸を目的とする各ブースの回遊性を高める企画を1案以上提案すること。

③飲食マルシェの展開について

実施日時：1月31日（日）10：00～16：00

※開催時間は変更となる場合がある。

実施場所：広見地区センター駐車場

実施内容：戦国時代をテーマにしたグルメや特産品の販売等を実施する。

必須事項(a)飲食店舗の選定及び飲食誘導企画、飲食出店に伴う保健所や消防署への手続きに関しては、すべて市が可児市観光協会に委託し実施する。

(b)可児市観光協会への委託費の支払いを行うこと。(100千円(税込)を上限と

する。)

(c)飲食出店者用テント（2間×3間）を5基手配し、1月30日（土）までに設営すること。なお、飲食出店者用テントは横幕（4方囲い）、仕切り幕付き、ウェイト付きとする。

(d)飲食出店者ブースは飲食出店者用テントの半分を1ブースとし、市の備品である机、いすをもって設営すること。

(e)飲食スペース用テント（2間×3間）を4基以上手配し、1月30日（土）までに設営すること。なお、食食用テントはウェイト付きとする。

(f)広見地区センター駐車場に飲食スペースの設営・撤去を行うこと。なお、72人以上の座席・机を1月30日（土）までに市の備品を使用し準備すること。

(g)飲食スペースにはリサイクルステーションを2カ所以上用意すること。なお、当日発生したゴミに関しては、受注者による撤去とする。

(h)リサイクルステーションには、可燃ごみのごみ箱2個以上、不燃ごみのごみ箱1個以上を用意すること。

(i)ごみ袋の取り換えや周辺の清掃などリサイクルステーションの管理・運営を行うこと。

(j)ブースの装飾については、戦国時代を強く訴求するデザインとすること。

④チャンバラ合戦-戦 IKUSA について

実施日：1月31日（日）10：00～16：00（予定）

※開催日時は変更となる場合がある。

実施場所：広見地区センター駐車場 ※雨天時は体育館で実施する。

実施内容：ボランティアなどによるチャンバラ合戦を実施する。

必須事項(a)運営管理はすべて市がボランティアに委託し実施する。

(b)ボランティア団体への経費、委託費等支払いを行うこと。(125千円(税抜)を上限とする。)

(c)ブース用テント（2間×3間）1基を会場へ1月30日(土)までに設営すること。なお、テントは横幕（4方囲い）、ウェイト付きとする。

⑤広見地区センター駐車場でのブース出展について

実施日：1月31日（日）10：00～16：00（予定）

※開催日時は変更となる場合がある。

実施場所：広見地区センター駐車場

実施内容：可児市観光協会による物販、可児市観光政策課による抜刀バトルチャレンジ

ジ体験をそれぞれ実施する。

必須事項(a)運営管理は可見市観光協会及び市が実施する。

(b)ブース用テント（2間×3間）2基を会場へ1月30日(土)までに設営すること。なお、テントは横幕（4方囲い）、ウェイト付きとする。

⑥人間無骨の展示について

実施日：1月31日（日）10：00～16：00（予定）

※開催日時は変更となる場合がある。

実施場所：広見地区センター1階エントランスホール

実施内容：可見市ゆかりの武将「森 長可」の使用していた十文字槍「人間無骨」の写の再現を展示する。

必須事項(a)運営管理はすべて可見市が実施する。

(b)展示物を説明するA1サイズの発砲パネルを制作し、会場に設置すること。(制作物のデザイン・レイアウトに関して、校正を1回以上行うこと。)

⑦独自提案企画について

本業務の目的を踏まえた上で、受託者の創意工夫を凝らした集客力の高いイベントを企画し実施すること。なお、提案イベントについては、市内城跡の魅力を活かしつつ、より深い理解が得られる企画とすること。

(2) 制作業務

別添資料①（メイン会場レイアウト図）を参考に、イベント当日の会場装飾及び設置物のデザイン、レイアウトを提案すること。また、設置物・装飾品等製作物を制作し1月30日（土）までに設営すること。

①必須製作物一覧

a.会場メイン看板（2枚以上）

会場入り口等に設置する立て看板を制作すること。

b.メインサイン（1枚以上）

吊り下げ看板を制作すること。

c.会場案内サイン（10枚程度）

来場者が会場内で混乱しないようにエリア名、導線、会場図などを示した自立式パネル看板を制作すること。

d.会場装飾のぼり（30枚程度）

イベントコンセプトが来場者に伝わるような装飾のぼりを制作すること。

留意事項：会場内の装飾について、市が提供する備品（大判幕など）も含め、戦国時代を強く訴求するデザインにすること。市が所有する備品は別添資料②のとおり。

（３）広報・PR業務

- ①イベントの認知度を高め、誘客を促進する方策として、広報媒体の効果的な活用の方策を具体的に提案すること。
- ②広報・PRは「山城に行こう！2026」関連企画すべてを含めて広報を行うこと。広報期間6か月程度あたりに想定される広報媒体の予想観覧人数等と根拠を提示すること。
- ③広報ツールの発送や広告配信など、配架または配信する地域（施設）を提案し、市と協議の上実施すること。実施にあたって必要となる関係機関との調整を行うこと。
- ④ポスター等の広報ツール作成及び発送に係る一切の経費は、本業務の契約額に含むものとする。
- ⑤可児市はイベント企画のPRとして、本市ホームページへの掲載、本市Instagramでの投稿、市の情報紙「広報かに」への掲載などを実施する。
- ⑥「山城に行こう！2026」関連企画のプレスリリースについては、8月初旬予定とする。プレスリリース日に関連イベント情報を公開するために、本イベントのメインビジュアルについては市と協議の上、6月中に校了すること。

（４）警備員の配置について（別添資料③警備配置図参照）

業務実施日において、地内の交通渋滞等を緩和するための誘導作業等を発注者が指定する場所（本会場（広見地区センター）・兼山会場・久々利会場・今会場）にて交通誘導警備業務を実施し、交代要員を配置し業務を円滑に行えるようにすること。また、警備の際は、当業務に係る必要な機材等を携行すること。

なお警備会社との契約は受託者が行い、運営に係る調整、支払い等は受託者が行うこと。

①広見地区センター周辺

警備員配置：広見地区センター1人、広見小学校グラウンド3人、広見グラウンド3人、交通誘導3人、交代要員3人（計5か所13人）

周辺の駐車状況を警備員間で常に共有できる体制をとること。なお警備員は乗り合わせで集合し、駐車場は発注者の指定する場所を使用すること。

実施日：1月31日（日）6：00～17：00（予定）

※開催日時は変更となる場合がある。

実施場所：可児市広見（広見地区センター付近、広見小学校グラウンド、広見グラウンド）

誘導員 A：本会場の広見地区センターへの自家用車での来場を制限するため、広見地区センター入口にて入場制限及び会場駐車場への案内業務を実施

誘導員 BCD：駐車場において安全に駐車を行うために駐車場内の交通誘導を行う。

誘導員 EFG：駐車場において安全に駐車を行うために駐車場内の交通誘導を行う。

誘導員 HIJ：歩行者が安全に道路横断できるように交通誘導を行う。

- ・各警備場所において、常に情報連携を行い、駐車状況の共有を行うこと。
- ・満車になった際、発注者の指定する駐車場への誘導を行うこと。

②美濃金山城跡（可児市兼山）周辺

警備員配置：4か所計5名（交代要員1名）

安全なイベント運営を行うため、イベント会場へ繋がる林道を車両通行止めとする。

なお、警備員は乗り合わせで集合し、駐車場は兼山小学校駐車場を使用すること。

実施日：1月31日（日）8：00～17：00（予定）

※開催日時は変更となる場合がある。

実施場所：可児市兼山（美濃金山城跡付近）

駐車場：兼山小学校（予定）

誘導員 A：来場者に対する駐車場への誘導案内を行う。

誘導員 B：安全に駐車を行うために駐車場内の交通誘導を行う。

誘導員 C：イベント会場へ繋がる林道への車両進入防止（イベント関係者除く）及びイベント会場への誘導を行う。

誘導員 D：イベント会場へ繋がる林道への進入防止（イベント関係者除く）

③久々利城跡（可児市久々利）周辺

警備員配置：4か所計5名（交代要員1名）

周辺の駐車状況を警備員間で常に共有できる体制をとること。なお警備員は乗り合わせで集合し、駐車場は久々利地区センターを使用すること。

実施日：1月31日（日）8：00～16：30（予定）

※開催日時は変更となる場合がある。

実施場所：可児市久々利（久々利城跡付近）

駐車場：久々利地区センター他（予定）

誘導員 AB：県道84号線（久々利地区センターから久々利城跡）を安全に道路横断できるように往来する自動車等とイベント参加者の誘導を行う。

誘導員 CD：県道84号線（久々利城跡から久々利地区センター）を安全に道路横断できるように往来する自動車等とイベント参加者の誘導を行う。

④今城跡（可児市今）周辺

警備員配置：5か所計6名（交代要員1名）

周辺の駐車状況を警備員間で常に共有できる体制をとること。なお警備員は乗り合わせで集合し、駐車場は今公民館を使用すること。

実施日：1月31日（日）8：00～16：30（予定）

※開催日時は変更となる場合がある。

実施場所：可児市今（今城跡付近）

駐車場：今公民館

誘導員A D E：来場者に対する駐車場への誘導案内を行う。

誘導員B：歩行者が安全に通行できるよう誘導案内を行う。

誘導員C：イベント会場までの誘導案内を行うこと。

（5）本業務に係る留意事項

- ①イベントの開催内容を変更する場合がある。常時、市より情報共有を行う。
- ②イベントに係る装飾のデザインについては、受託者から提案の上、市と協議して決定すること。
- ③会場の使用料は無料とする。
- ④各製作物や広告素材について校正を2回以上行うこと。
- ⑤イベント終了後は、原状回復すること。
- ⑥会場の撤去に関しては2月1日（月）16時まで完了すること。
- ⑦出展者や運営スタッフのための運営マニュアル・スタッフパス・駐車許可証等を制作すること

イ.「山城に行こう！」×市内周遊促進企画の実施

（1）周遊企画の実施

実施期間：令和8年10月16日（金）から令和9年2月8日（日）まで

①企画立案・実施

- ・可児市内の観光資源（グルメ、文化、施設等）を活用し、市内を周遊できる企画とすること。
- ・「山城に行こう！2026」関連企画への相互的な誘客促進のため、関連企画開催日【10月18日（日）、1月31日（日）】に周遊企画と連動した仕組みを提案すること。
- ・山城、歴史好きが市内飲食店などを積極的に利用できるような仕組みを提案すること。
- ・企画の立案に際し、単純かつ明快な仕組みとし、来訪者が参加しやすい環境づくり

に努めること。

- ・本企画の主なターゲットは、「山城に行こう！2026」に訪れるお城好きの市外観光客と普段より周遊企画への参加意欲が高い近隣在住者とする。
- ・スタンプラリー方式やシール等グッズを集めていくものなど、周遊させる方法について、多くの参加者が見込める企画を提案すること。
- ・手法については、デジタル・アナログを問わないが、参加者の属性（性別・年代・居住地等）や周遊動向（訪問エリアや交通手段等）を分析できるものとする。
- ・消費者に訴求する周遊テーマを設定すること。
- ・具体的な市内観光消費額拡大施策を提案すること。なお、手法は問わない。
- ・市と協議の上で、本企画の実施にあたって必要となる関係機関との調整を行うこと。
- ・参加者が企画参加する上で、考えられる不正について防止策を明示すること。

②特典について

- ・企画参加者へのインセンティブとして、特典をプレゼントする仕組みを設けること。
- ・特典の個数、特典取得の段階、デジタル・アナログなど特典に関する仕組みは自由提案とする。
- ・企画参加を促進するような魅力的な特典を提案すること。
- ・参加者が周遊のスポットで直接消費ができる特典を提案すること。
- ・可見市観光スポットを訴求するデザインもしくは可見市特有の特典とすること。
- ・商品購入、包装、発送等に要する一切の経費は本業務の契約額に含むこと。

(2) その他

- ①企画運営に係る実績数などを常に把握し、必要に応じて共有すること。
- ②事務局として、本企画に関する問い合わせ対応など、運営に関する業務を行うこと。
- ③土日祝など閉庁時の事務局運営に関して、市民や参加施設からの問い合わせなどの対応策を講じること。

(3) 広報・PR業務

- ①広報・PR業務に伴うチラシ・ポスター等広報制作物は本イベントと周遊企画について行う。講演会については、関連企画全体の広報の際には広報内容として記載すること。
- ②イベントの認知度を高め、誘客を促進する方策として、広報媒体の効果的な活用手段を具体的に提案すること。
- ③広報・PRは「山城に行こう！2026」関連企画すべて含めて広報を行うこと。広報期間6か月程度あたりに想定される広報媒体の予想観覧人数等と根拠を提示すること。
- ④広報ツールの発送や広告配信など、配架または配信する地域（施設）を提案し、市

- と協議の上実施すること。実施にあたって必要となる関係機関との調整を行うこと。
- ⑤ポスター等の広報ツール作成及び発送に係る一切の経費は、本業務の契約額に含むものとする。
 - ⑥市はイベント企画の PR として、当市ホームページへの掲載、当市インスタグラムでの投稿、市の情報紙「広報かに」への掲載などを実施する。

7. 業務の実施体制

総括責任者 1 名のほか、必要な実務担当者を配置すること。ただし、総括責任者と実務担当者の兼務は妨げないものとする。また、業務受託期間中は、市と緊密な連絡・運営体制を構築すること。

受託者は、契約締結後、速やかに本業務の実施計画（実施体制表、事業計画、業務スケジュール表等）及び連絡体制（緊急時含む）を作成し市に提出すること。また、事業の進捗状況を適宜市に報告する等、市との連絡を密に行うこと。

8. 業務完了後の提出書類

受託者は、業務完了後遅滞なく、委託業務完了届及び事業実績報告書を提出すること。

記録物は電子データ（DVD等）にて市へ提出すること。また、本事業で製作した成果物のデータは、PDF形式及び編集可能な形式（Adobe Illustrator 等）にて納品すること。

9. 著作権等に関すること

別記「著作権等取扱特記事項」によること。

10. 業務の適正な実施に関する事項

（1）関係法令の遵守

委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

（2）業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的・効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

（3）個人情報保護の保護・機密の保持

受託者及び業務従事者は、可児市個人情報保護条例（平成 11 年 12 月 28 日条例第 23 号）を遵守するとともに、業務上知り得た情報を適正に管理し、漏洩、滅失、毀損してはならない。また、契約終了後も同様とする。

(4) 立入検査等

市は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができる。

(5) 設営・撤去時及びイベント実施時において通常の広見地区センター利用者への配慮を多分に行い、また、来場者の安全を第一に運営を行うこと。

11. 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の取消しができる。その場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等（感染症拡大に伴うものを含む）、市及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、受託者は契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

12. 不当介入における通報義務等

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、市に履行期間の延長変更を請求することができる。

13. その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項や業務上の疑義又は変更が発生した場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。

- (2) 本委託業務の実施にあたっては、市や関係団体等と十分に協議した上で行うこと。